

子 発 1221 第 7 号
平成 30 年 12 月 21 日

各〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 〕 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に係る
2019 年度予算案及び地方財政措置について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先にお示ししたとおり、本年 12 月 18 日、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)が決定されたところです。

本日、2019 年度予算案が閣議決定されました。本プランの目標達成に向けた予算制度等について整理しましたので積極的な活用についてご検討をお願いいたします。併せて、本プランの 2019 年度の計画を踏まえた地方財政措置が講じられる予定となっておりますので、別添のとおり、情報提供いたします。

本プランは、特に児童相談所の専門職の増員及び市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置等に係る目標を盛り込んでおります。各地方自治体においては、本プランの趣旨を踏まえ、児童相談所及び市町村の体制及び専門性の強化に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村(指定都市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。)に対する周知についてご配慮をお願いいたします。

記

I 児童相談所の体制及び専門性強化

1 新プランに掲げる目標の達成に向けた予算制度及び研修について

(1) 予算制度

虐待を受けた子ども等の安全を確保するとともに、子どもの最善の利益を考慮した支援が展開されるためには、高度な専門的知識と技術を要する児童相談所の業務が適切に遂行される必要があり、そのためには、児童相談所の専門性の確保、向上を図ることが不可欠である。

新プランで掲げる専門職の確保及び専門性強化に資する予算として、次の①～③について、2019年度予算案に新たに盛り込んでいるのでお知らせする。

① 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

都道府県等が福祉系大学や専門学校、高校等との連絡調整や、学生向けセミナー企画やインターンシップ企画などを行い、児童福祉司等の専門職の確保するための非常勤職員配置又は委託に必要な費用の補助を創設。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 4,184千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

② 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修等を実施する研修センターについて、子どもの虹情報研修センター（横浜市）に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設けることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充。

【実施主体】 西日本で事業を適切に実施することができる自治体

【補助基準額（案）】 72,944千円

【補助率】 定額

③ 児童相談所の専門性向上に関する研究（子ども・子育て支援推進調査研究事業（委託費））【新規】

国が主催するブロック単位の研修（※）を開催するとともに、さら

なる児童相談所の専門性向上に向けた支援策の検討等を行うための調査研究を実施。

【実施主体】 国

※児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修。

このほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に規定された研修等の実施により、児童虐待に携わる職員の資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図る上で、現在、活用可能な予算制度を整理したので、積極的な活用をお願いする。事業の詳細な内容については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成 17 年 5 月 2 日付け雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）を参照いただきたい。

① 義務研修

ア 児童福祉司任用前講習会等

(ア) 児童福祉司任用前講習会

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）は、法第 13 条第 3 項第 5 号又は児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条第 11 号若しくは同条第 12 号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、法第 13 条第 3 項第 5 号に規定する厚生労働大臣が定める講習会を実施する。
- なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能。特に、児童福祉司任用前講習会は、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。
- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

【補助基準額（案）】 1 都道府県等当たり 3,085,000 円

(イ) 厚生労働大臣が定める講習会

- 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施

行規則第6条第6号から第10号まで及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（以下「指定講習会」という。）を実施する。

- 市町村の職員も受講可能であることから、指定講習会の内容には、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。
- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

【補助基準額（案）】 1都道府県等当たり 695,000円

イ 児童福祉司任用後研修

- 都道府県等は、児童福祉司を対象として、法第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助基準額（案）】 1都道府県等当たり 3,085,000円

ウ 児童福祉司スーパーバイザー研修

- 都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー（法第13条第5項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司）を対象として、法第13条第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助基準額（案）】

自主開催する場合 : 1都道府県等当たり 2,285,000円

研修を委託する場合 : 1都道府県等当たり 264,000円

エ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修

- 都道府県等は、調整機関に配置される調整担当者を対象として、法第25条の2第8項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助基準額（案）】 1都道府県等当たり 2,984,000円

オ 児童相談所長研修

- 都道府県等は、児童相談所長を対象として、法第12条の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。

【補助基準額（案）】

自主開催する場合 : 1 都道府県等当たり 2,285,000 円
研修を委託する場合 : 1 都道府県等当たり 132,000 円

② 義務研修以外の研修等

ア 医療機関従事者研修

- 都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医療機関の医師、歯科医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象として児童虐待に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図る。
- 総合病院に限らず診療所や歯科診療所等に対しても研修を実施するとともに、研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等幅広い診療科の医師等を対象とする。

【補助基準額（案）】

1 都道府県等、中核市及び特別区当たり 555,000 円

イ 虐待対応関係機関専門性強化事業

(ア) 協力体制整備

- 都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。
- 都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。
- 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。

【補助基準額（案）】

研修を実施した場合
: 1 都道府県等当たり 307,000 円
研修等への参加を促進した場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 307,000 円

(イ) 専門家の養成等

- 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士等のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドラインを作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。
- 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施する。

【補助基準額（案）】 1 都道府県等当たり 221,000 円

(ウ) 未成年後見制度研修

- 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。

【補助基準額（案）】 1 都道府県等当たり 196,000 円

ウ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業

- 都道府県等又は市町村は、(1)に掲げる研修等のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施する。
- 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等((1)に掲げる研修を含む。)への参加を促進する。

【補助基準額（案）】

研修を企画し、実施する場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 1,511,000 円

研修等への参加を促進する場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 198,000 円

エ 研修専任コーディネーターの配置

- 研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。
- 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を

実施するための事務全般を行う。

【補助基準額（案）】 1 都道府県等当たり 4,617,000 円

(2) 研修

新プランで掲げる目標達成に向けた児童福祉司等の増員に際しては、平成 29 年 4 月から義務化された児童福祉司等の研修を着実に実施していただくほか、毎年、子どもの虹情報研修センターや国立武蔵野学院等で実施されている全国研修を積極的に活用いただくことにより、義務研修等の講師、児童心理司、一時保護所職員等の養成を図っていただくようお願いする。

2 2019 年度における地方財政措置について

2019 年度、新プランの計画初年度においては、児童福祉司を約 4,300 人（注 1）、児童心理司を約 1,610 人（注 2）とすることとしており、これを踏まえた地方財政措置が講じられる予定である。

注 1 新プランにおいては、次のとおり児童福祉司の配置標準を見直した上で、2017 年度の約 3,240 人から 2022 年度までに全国で 2,020 人程度増員することを計画。

- ・児童相談所の管轄区域の人口を 4 万人から 3 万人に見直す
- ・里親養育支援児童福祉司（注 3）を各児童相談所に配置
- ・市町村支援児童福祉司（注 4）を都道府県の管内 30 市町村につき 1 人（指定都市は 1 人）配置

注 2 新プランにおいては、2024 年度までに児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2 人につき 1 人配置（2,500 人）することとし、2022 年度までに全国で 790 人程度増員することを計画。

注 3 基本的にケースを持たず、フォスタリング機関の養成等の業務を含め、専ら一貫した里親支援業務を担うことを想定。

注 4 基本的にケースを持たず、専ら管内の市町村を巡回し、市町村における相談やケースに関するスーパーバイズ、要保護児童対策地域協議会の運営支援など市町村における体制整備、関係機関との連携体制の構築に向けての助言・指導等を行うことを想定。

II 市町村の体制及び専門性強化

1 新プランに掲げる目標の達成に向けた予算制度及び研修について

(1) 予算制度

増え続ける児童虐待相談への対応には、児童相談所における対応だけでなく、管内の市町村それぞれが地域の関係機関と連携し、地域の社会資源・サービスを有機的につなぎ、子どもと家族の状況の変化に応じた継続的な支援を行うことで児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応していくことが求められている。

新プランで掲げる目標達成に向け、児童虐待に対応する市町村職員の資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見等の対応の強化を図るため、「実施要綱」に定める「児童虐待防止対策研修事業（要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者研修）」のほか、次の①～④について、2019年度予算案に盛り込んでいるのでお知らせする。

① 児童虐待防止対策研修事業（市町村向け研修会）【拡充】

子ども家庭総合支援拠点の設置促進や市町村職員の専門性の向上を図ることを目的とし、都道府県が実施する市町村向け研修会について、実施回数の増加を図るため、補助単価を拡充。（補助単価：年4回分→年12回分）

【補助基準額（案）】 1か所当たり 1,511千円

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

<運営費補助> 【拡充】

- 子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員のうち、常勤配置を必須としている職員の人件費は地方交付税措置が行われる予定。その他の子ども家庭総合支援拠点の運営に必要な費用として、非常勤職員の人件費等を補助。

【補助基準額（案）】（直営の場合）

小規模A型（児童人口概ね0.9万人未満）： 3,725千円

小規模B型（児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満）： 9,502千円

小規模C型（児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満）： 15,781千円

中規模型（児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）： 21,053千円

大規模型（児童人口概ね7.2万人以上）： 39,057千円

- 上記に加え、子ども家庭総合支援拠点において、法的・医学的な

知見を踏まえた対応ができるよう弁護士や医師等の嘱託費用の補助を創設。

【補助基準額（案）】 1 か所当たり 360 千円

＜開設準備経費＞【新規】

子ども家庭総合支援拠点の開設に必要な改修費や開設準備期間における非常勤職員の人件費を補助。

【補助基準額（案）】 1 か所当たり 7,678 千円

③ 虐待・思春期問題情報研修センター事業【再掲・拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修等を実施する研修センターについて、子どもの虹情報研修センター（横浜市）に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設けることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充。

【実施主体】 西日本で事業を適切に実施することができる自治体

【補助基準額（案）】 72,944 千円

【補助率】 定額

④ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関の職員や要保護児童対策地域協議会の構成員の専門性の向上を図るための研修受講費用等を補助。

【補助基準額（案）】

- ・ 調整機関職員の専門性強化を図るための取組

受講人数×80 千円

- ・ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

1 市町村当たり 660 千円

また、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに当たって、学識経験者等のアドバイザーが自治体に赴き、立ち上げ支援マニュアル等を活用した技術的助言を行う取組を開始する予定としている。各都道府県におかれては、主催する市町村向け研修会・説明会等の機会を通じて、積極的に本アドバイザー制度を活用していただくようお願いする。本アドバイザー制度の詳細については、後日改めてお知らせする。

(2) 研修

新プランで掲げる目標達成に向けた子ども家庭総合支援拠点の設置や調整機関の調整担当者の配置増員に際しては、平成 29 年 4 月から義務化

された調整担当者研修を着実に実施していただくほか、都道府県等が実施する市町村向け研修会に積極的に参加していただくことにより、専門性の向上を図っていただくよう、願います。

2 2019 年度における地方財政措置について

2019 年度、新プランの計画初年度においては、子ども家庭総合支援拠点を約 800 市町村に設置、調整機関に配置される常勤の調整担当者を 1,175 市町村に配置することとしており、これを踏まえた地方財政措置が講じられる予定である。

注1 新プランにおいては、2022 年度までに子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置する計画。

注2 新プランにおいては、法第 10 条の 2 に規定する機能を満たす拠点を子ども家庭総合支援拠点として計画しているが、より質の高い相談支援を実施するため、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める要綱の基準を満たす拠点の整備を推進することが求められる。

注3 新プランにおいては、2022 年度までに法第 25 条の 2 第 6 項に規定する調整機関の調整担当者を全市町村に配置する計画。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画初年度

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度) ※	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】			
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 〔 + 1,070 人 〕	5,260 人 〔 + 2,020 人 〕
児童心理司	1,360 人	1,610 人 〔 + 260 人 〕	2,150 人 〔 + 790 人 〕
保健師	100 人	各児童相談所 〔 + 110 人 〕	各児童相談所

【市町村】			
子ども家庭総合支援拠点	106 市町村 (2018年2月実績)	800 市町村 〔 + 694 市町村 〕	全市町村
要対協調整機関調整担当者	988 市町村 (2018年2月実績)	1,175 市町村 〔 + 187 市町村 〕	全市町村

※2019年度の計画を踏まえ、地方財政措置が講じられる予定。

【別添】